平成２５年度　随意契約に関する四半期毎の監査結果概報

（第４四半期：平成２６年１月～３月契約分）

１　監査対象機関　局及び全署
２　監査方法　書類監査

３　監査の視点

（１）物品の購入に際し、取りまとめ・一括調達しているか。
少額・都度発注を抑制するため、局調達物品、地方調達物品について可能な限り取りまとめ・一括調達に努めているか。
（２）会計法第２９条の３第４項を厳格に適用しているか。
（３）少額随契を厳正に実施しているか。
契約金額が１０万円以上の物品・役務調達の場合に２者以上の見積書を徴取しているか。また、見積（書）の徴取先選定について、合理的な理由を欠く実態はないか
（４）法令等の厳格な運用等による改善が図られたか。
（５）その他問題点はないか。

４　監査結果の概要

（１）総括的評価

各事業の入札については、一般競争入札（総合評価を含む）により実施されており、物品・役務についても、概ね一般競争入札で実施されていた。

（２）具体的内容

随意契約については、少額随意契約が大半を占めており、物品の購入や庁舎及び事務所の修繕等の役務であった。

事項別評価	指導状況
（１）局において物品要求を取りまとめ、第４四半期分は２月に一括調達を実施しているが、一部に都度発注が見られた。	これまで、随意契約の適正化を図るため、本庁監査及び局監査等の内部監査や各種指導文書等により、署等を指導してきたところである。 今回の指摘事項については、平成 18 年 11 月 30 日付け（18 九経第 208 号局長通知）「物品調達事務の取扱いについて」に基づき、計画的な調達、調達の集中化により調達の規模を拡大し、競争入札に付すよう該当署を指導。
（２）会計法第２９条の３第４項の適用については、適正に処理されていた。	
（３）契約金額が１０万円以上の物品・役務調達については、２者以上から見積書を徴取し実施されていた。	
（４）法令等の厳格な運用については、物品を購入した場合、業者からの納品については、検査職員が検査を行うことになっているが、一部の署において物品調達担当者が検査職員を兼務していた。	平成 22 年 1 月 12 日付け（21 九経第 164 号）「物品調達に係る経理処理の適正化について」に基づき、物品調達担当者が検査職員を兼務しないよう該当署を指導。
（５）特になし。	